

総合会計 事務所ニュース

2017年5月 No239

税理士法人総合会計ホームページ <http://www.sogo-k.net>



山口事務所 〒754-0002 山口市小郡下郷 1256-16-101

周南事務所 〒746-0015 周南市清水 2-11-11 共立ビル 2-B

下関事務所 〒751-0816 下関市椋野町 3-13-52

国税通則法が変わりました

～知らないところで空恐ろしいことが待っている！？～

平成23年12月、国税に関する基本ルールを定めた国税通則法(以下、通則法といいます)が改正され平成25年から施行されました。当初は、先進諸国が掲げている「納税者の権利憲章」が明文化され、通則法にも納税者の権利も盛り込まれる予定でしたが、政権が変わり、その内容が課税庁の手続き法と化しました。手続きを厳格にしたことで税務調査の件数が減り、本来の税務調査と通常の行政指導を上手く織り交ぜたような「ハイブリッド」方式を法律の改正なしに実施して一定の成果を上げています。

そして、平成30年からは、通則法の中に100年以上前に策定された国税犯則取締法(以下、国犯法「こっぱんほう」といいます)を入れ込む改訂が3月27日の国会で成立しました。

通則法は、国税についての基本的な事項と共通的な事項を定める法律で、税法の体系的構成の整備、国税に関する法律関係の明確化、税務行政の公正な運営、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行などを目的としています。

国犯法は、査察調査(俗にマルサと呼ばれている)の根拠法です。広島国税局管内には、13の部門に135人の職員が配置されています。この体制で、査察に入るのは年間10件にも満たないようで、脱税額は少なくとも5000万円と聞いたことがあります。したがって、査察に遭遇したことのある人は希有だと思います。

この国犯法が改定され、しかも通則法に編入されます。主な改訂事項は、①コンピュータやその接続サーバーなどの差し押さえ、コンピュータ扱い者への操作の要請、通信事業者等へ通信履歴の削除をしないように求めるなどIT社会に対応した。②裁判所の許可状に夜間でも執行できる旨の記載があれば日没後でも臨検等を可能にした。③置き去った物件の差し押さえをできるようにした。④郵便物等の差し押さえができるようにした。⑤立会人の範囲を都道府県職員にも拡大した。

全体として改訂前の国犯法ではやりにくかった調査を現在のIT社会にマッチさせるとともに調査の弊害になっていたものを改変し、査察の調査をさらに厳しくさせようとする企図が見え隠れします。

今回の改変は、任意調査である従来の税務調査を規定している通則法に国犯法に規定した、異質のものを同じ法律の中に入れ込んだものです。換言すれば現行の税務調査が「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という従来の規定をかなぐり捨てるようなものです。

麻生財務大臣は「国犯法と通則法がくっつくと問題なのではないかとの懸念は理解できる。犯罪調査と任意調査を履き違えないように現場を指導しないといけない」と答弁しました。

税務の世界に「For The Taxpayers」(すべては納税者のために)という考え方を確立すべく、一人ひとりの国民が税に関心を持ち、その課税のあり方と同時に使われ方を監視し、意見することが大事だろうと思います。そうすれば、この国の「かたち」をどうすべきかが自由闊達に論議され、よりよい方向性が自ずと導き出されるのではないのでしょうか。

代表社員・税理士 金巨 功

～経営理念～

- 一、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、地域とそれをささえる中小企業の繁栄のため、税務・会計・経営のエキスパートになることをめざします。
- 一、みんなで創造し、みんなで成長しあえる、働き甲斐のある事務所をめざします。



税務カレンダー



【5月の税務】

内容	納付/申告期限
自動車税の納付	5月中において都道府県の条例で定める日
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	5月10日
3月決算法人の確定申告	5月31日
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉	5月31日
9月決算法人の中間申告	5月31日
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付	5月31日

【6月の税務】

内容	納付/申告期限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(28年12月～29年5月分)の納付	6月12日
4月決算法人の確定申告	6月30日
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉	6月30日
10月決算法人の中間申告	6月30日

クールビズ実施のお知らせ

本年度も地球温暖化防止および節電対策の一環として、「クールビズ」を実施いたします。

下記の「クールビズ」実施期間における社員の服装については、原則、ノーネクタイにて業務をさせていただきます。

趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

◆実施期間:平成29年5月1日から平成29年10月31日